

平成 20 年 12 月 15 日

教職員、学生 各位

CISO(情報セキュリティ総括責任者)
情報支援センター長 菅沼 龍夫

情報戦略室長 津野 和宣

ファイル交換(共有)ソフトによる著作権侵害行為の禁止について

この度、社団法人日本音楽著作権協会より、本学ネットワーク上においてファイル交換(共有)ソフトを利用した音楽著作物の無断複製データが違法に交換・共有されていることが指摘され、同行為の防止要請を受けました。調査の結果、本学学生による不正なネットワーク利用及び著作権侵害行為が確認されました。

以前より、ファイル交換ソフト(Winny、WinMX、Napster、Share、BitTorrent など)を利用した著作権侵害やファイル交換ソフトによる個人情報の流出については厳に慎むよう注意喚起を行っているところですが、音楽や動画等の著作物に関する不正な交換・共有が後を絶ちません。

よって、学内情報ネットワーク等の利用は、教育研究目的をはじめとする大学業務の遂行目的に限るものとし、ファイル交換ソフト等による著作権侵害行為や学内規則等に違反する利用については厳に慎むよう重ねてお願いします。

また、著作権侵害行為及び個人情報等流出防止の観点から、原則としてファイル交換ソフトの導入されたPC(パソコン)を学内ネットワークに接続すること及び業務に供することのないようお願いします。

なお、ファイル交換ソフト等による著作権侵害行為など違法行為が度重なる場合には、不正行為者に対して学内情報ネットワークの利用制限など厳正に措置します。

問い合わせ先:

情報戦略室・情報支援センター

中原、蔵富(内線 7105、7117)

(医学部キャンパスからは先頭に 92 を付す)